STマーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
(株)三洋	ST 検査中に発売予定日3日前に「警告メール」があったが、ST 検	違約金 12 万円((契約料 6 万円
	査判定前に ST マークを付して商品を出荷。その後、ST 基準不適	×2)×1ヵ月)。
東京都中央区日本橋馬喰町	合判定があったにも拘らず、そのまま商品を販売した。	
1-13-14	一部の商品(3品目)については新聞社告、新聞折込チラシ等によ	
	り消費者から回収し、他の商品は流通在庫を回収した。	

⁽注)本件は、平成20年11月20日開催の理事会で決定されたものです。